

奈良県総合医療センターで使用する都市ガス仕様書

1 概要

(1) 調達場所

地方独立行政法人奈良県総合医療センター
奈良県奈良市七条西町二丁目 897-5

(2) 業種及び用途

病院（特定地下室を有する。）

2 仕様

(1) 供給条件

- ア ガスの種類 都市ガス 13A 低圧及び中圧
イ 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による。
ウ 対象計量器

メーター型式・号数	4桁メーター番号	引込地点の導管圧力	使用圧力	負荷計測器	供給地点特定番号	代表建物区分
CR350	0782	中圧	中圧 B	有	00212000092815105	特定地下室等
CR350	0778	中圧	中圧 B	有	00212800092448207	特定地下室等
M25	3493	低圧	低圧	有	00212600092502007	特定地下室等

(2) 予定契約使用量

- ア 契約最大ガス使用量 513 m³/h
(契約最大ガス使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大ガス使用量をいう。)
- イ 契約年間ガス使用量 1,438,582 m³
(契約年間ガス使用量とは、契約で定める1年間の契約予定月別使用量の合計量をいう。)
- ウ 予定年間ガス引取量 1,007,008 m³
(予定年間ガス引取量とは、契約で定める発注者が1年間において最低引き取らなければならないガス量をいう。)
- エ 予定契約最大需要期使用量 766,535 m³
(契約最大需要期使用量とは、本契約期間のうち、12月から翌3月（4ヶ月間）における合計ガス使用量をいう。)
- オ 予定月別使用量は別紙による。

(3) 調達期間 2022年4月分定例検針日翌日から 2025年4月分定例検針日まで

(4) 検針日

検針は一般導管事業者の定める日とする。

(5) ガス供給設備の財産分界点

敷地境界とする。(ただし、敷地内の一般ガス導管事業者設置の計量器を除く。)

(6) 保安

ア 受注者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。

イ 保安責任分界点は、ガス工作物の末端バルブ二次側とする。

ウ 受注者は、内管(ガス工事)に関する連絡先、消費機器に関する連絡先を各々設定し、供給先へ伝達し緊急時連絡するよう依頼すること。

エ 受注者は、ガス消費機器について、ガス事業法、政省令に定める保安業務を実施することとする。なお、特定地下室等に係る点検は契約期間内に行うこととし、時期は発注者と協議することとする。

オ 本供給期間開始前に必要に応じ機器の型式調査を行い、受注者にて登録しておくこと。

カ 従来の保安レベルを担保するため、受注者は一般ガス導管事業者が実施する点検作業に協力すること。

(7) 緊急時の対応

受注者は、緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、一般ガス導管事業者に積極的に協力し、速やかかつ適切に対応することとする。

(8) 単位料金の算出と調整

ア 調整後単位料金は、財務省貿易統計の2020年10月～2021年9月の公表値の平均原料価格(LNG 46,457円/t、LPG 60,699円/t)を用いて算出し、その算出方法を提示するものとする。なお、石油石炭等租税課金は、LNG 1,860円/t、LPG 1,860円/tを用いて算出するものとする。

イ 託送料金は、2022年1月1日時点の託送供給料金を用いて算出するものとする。

ウ 調整後単位料金は、ガス供給者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

(9) 契約金額

契約は単価契約とし、契約単価は、入札書、算出根拠資料及び受注者が定める供給約款、供給条件等により算出された金額で、発注者が同意した金額とする。契約書については、協議の上作成するものとする。

(10) 支払方法

受注者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、原則として受注者が定める供給約款の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(11) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の検針日翌日から当該月の検針日までの期間とする。

(12) 端数処理

端数処理の方法は、受注者が定める供給約款の規定に基づくものとする。

(13) 契約最大ガス使用量の超過

契約最大ガス使用量を超過した場合に、補償料の支払いが発生した場合、受注者は発注者に精算額を請求することができるものとする。

(14) 契約年間ガス使用量の増減

ガス使用量は、発注者の都合により契約年間使用量を上回り、又は、下回ることができるものとする。

(15) 予定年間ガス引取量の未達

予定年間ガス引取量に満たない場合に補償料の支払いが発生した場合、受注者は発注者に精算額を請求することができるものとする。

(16) 契約最大需要期使用量の超過

本契約期間のうち、12月から翌3月（4ヶ月間）における実績使用量が契約最大需要期使用量の105パーセントを超過した場合で補償料の支払いが発生した場合、受注者は発注者に精算額を請求することができるものとする。

(17) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た情報及び事項については、他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。

3 その他

(1) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款や供給条件等に従うほか、双方協議の上、決定するものとする。

(2) ガス使用実績として、1月ごとの計測データを発注者の求めに応じて提供することとする。なお、記録の提出はメールなどによる電子データ提供によるものとする。

別紙

都市ガス予定月別使用量

算出根拠：2020年10月～2021年9月

(m³)

2022年	中圧ガス	低圧ガス	ガス使用量
	(A)	(B)	(A+B)
4月	123,688	641	124,329
5月	69,765	639	70,404
6月	38,172	617	38,789
7月	73,652	633	74,285
8月	110,906	642	111,548
9月	70,556	577	71,133
10月	57,117	633	57,750
11月	123,163	646	123,809
12月	190,963	578	191,541
1月	218,265	648	218,913
2月	181,486	574	182,060
3月	173,325	696	174,021
合計	1,431,058	7,524	1,438,582

契約最大ガス使用量	513
契約年間ガス使用量	1,438,582
予定年間ガス引取量	1,007,008
契約最大需要期使用量 (12月～3月)	766,535

調整後の単位料金

2020年10月～2021年9月の平均原料価格を用いて算出

石油石炭など租税課金

LNG,LPG 1,860円/t

託送料金

2022年1月1日時点の託送供給料金を用いて算出